

文部科学省
新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

令和8年4月1日

文部科学省新型インフルエンザ等対応業務継続計画

平成 22 年 4 月 1 日
文部科学大臣決定
平成 27 年 10 月 1 日改定
平成 30 年 10 月 1 日改定
平成 30 年 10 月 16 日改定
令和 8 年 4 月 1 日改定

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 位置付け及び被害状況の想定 | 1 |
| 1. 1 位置付け | 1 |
| 1. 2 本計画の適用対象 | 2 |
| 1. 3 被害想定 | 2 |
| 2. 業務継続の基本方針 | 3 |
| 2. 1 業務の分類 | 3 |
| 2. 2 基本方針 | 3 |
| 2. 3 発生時継続業務の内容 | 4 |
| 2. 4 発生時継続業務以外の業務の内容 | 11 |
| 3. 業務継続のための体制及びそれを維持する環境の確保 | 12 |
| 3. 1 平時の体制 | 12 |
| 3. 2 計画実施体制 | 12 |
| 3. 3 人員計画 | 12 |
| 3. 4 物資・サービスの確保 | 13 |
| 4. 感染拡大の防止 | 14 |
| 4. 1 庁舎内における感染対策 | 14 |
| 4. 2 職員又はその同居者の発症時の対応 | 14 |
| 5. 業務継続計画の実施 | 16 |
| 5. 1 業務継続計画の発動 | 16 |
| 5. 2 状況に応じた対応 | 16 |
| 5. 3 通常体制への移行 | 16 |
| 6. 業務継続計画の維持・管理等 | 17 |
| 6. 1 教育・訓練 | 17 |
| 6. 2 点検・改善 | 17 |

1. 位置付け及び被害状況の想定

1. 1 位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時には、政府の各部門において、感染の拡大抑制あるいは影響の低減を図るための新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の対策に関する業務を実施するとともに、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等を行うために必要な業務を円滑に継続すること、さらには、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。平成 26 年 3 月 31 日には、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が決定され、各府省等は当該ガイドラインに沿って業務継続計画を策定・公表することとされた。また、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年に以下の文書がそれぞれ改定された。

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）
- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和 6 年 8 月 30 日内閣感染症危機管理監決裁。以下「対策ガイドライン」という。）
- ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和 6 年 9 月 27 日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁決定）

本計画は、上記方針に基づき、新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の状況を想定して、文部科学省がその機能を維持し必要な業務を継続する

ための方法や手順を示すことを目的として策定したものである。

なお、本計画の内容については、文部科学省の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる、首都直下地震に対応した「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」を参考にした。一方、首都直下地震対応及び新型インフルエンザ等対応の両方が求められる事態になった場合には、各々の業務継続計画に規定されたものを調整し、対応するものとする。

1. 2 本計画の適用対象

本計画の適用対象は、文部科学省本省のほか、以下の組織とする。

○外局

スポーツ庁、文化庁（京都庁舎及び東京庁舎）

○施設等機関

国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所

○特別の機関

日本学士院、地震調査研究推進本部、火山調査研究推進本部、日本ユネスコ国内委員会、日本芸術院

1. 3 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画にも記載されているように、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定する必要があるところ、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される¹。

また、省内の職務遂行に当たっても、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定される。

¹ 米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大 40%と想定されていること等を踏まえ、政府行動計画ガイドライン（事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン）に記載されており、参照した。なお、当該水準は目安であり、実際には、業務内容に応じた柔軟な想定が組まれることが重要であり、その際には、新型コロナ対応を経たりリモートワークの普及や感染症による影響の長期化の可能性も踏まえる必要がある。

2. 業務継続の基本方針

2. 1 業務の分類

新型インフルエンザ等の発生・流行時に文部科学省が維持すべき機能・体制を明らかにするために、所管の業務について以下のとおり分類する（以下①及び②を合わせて「発生時継続業務」という。）。

① 強化・拡充業務

「文部科学省新型インフルエンザ等対策行動計画」（令和8年 月文部科学大臣決定。以下「行動計画」という。）で取り組むこととされている業務や、庁舎内での感染防止に関する業務等、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの

② 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間縮小又は中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることが想定されるために業務量を大幅に縮小することが困難なもの（強化・拡充業務及び一般継続業務を継続するための環境を維持するための業務を含む。）

③ 縮小・中断業務

発生時継続業務以外の業務

2. 2 基本方針

各局課²は、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、強化・拡充業務を優先的に実施するとともに、一般継続業務を継続する。

発生時継続業務を実施・継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、縮小・中断業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する（時系列に示した業務継続のイメージについては図1を参照）。

縮小・中断業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が生じる可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行う。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、テレワークや時差出勤など感染リスクを低減させるための勤務体制

² 本計画の適用対象機関における局、課等の各担当部署をいう。

を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員³については病気休暇又は年次休暇を、家族が感染するなどして濃厚接触者となった職員については、特別休暇又は年次休暇を取得するよう要請する。

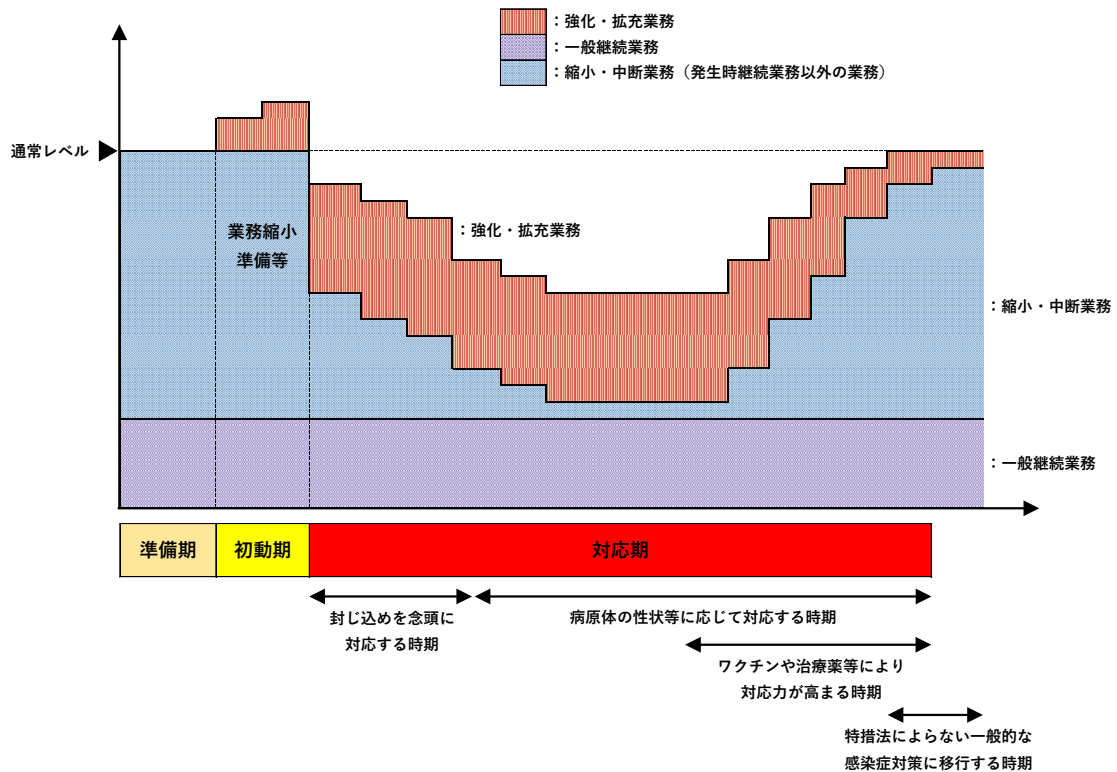


図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁決定）

2. 3 発生時継続業務の内容

強化・拡充業務、一般継続業務に分類される業務及びそれぞれの業務の実施内容を以下に示す。

[強化・拡充業務]

① 内部組織の管理及び広報業務

- ・ 新型インフルエンザ等対策に係る連絡調整及び省内の取りまとめ（大臣官房総務課、総合教育政策局健康教育・食育課）
（初動期・対応期）

3 「新型インフルエンザ等様症状のある職員」の症状については、発熱、咳、全身倦怠感等が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表することとされている。季節性のインフルエンザとの区別がつきにくい可能性がある場合は、インフルエンザ様症状のある職員に対して、病気休暇又は年次休暇の取得、外出自粛の徹底を要請することとする。

新型インフルエンザ等に関して内閣危機管理感染症統括庁（以下「統括庁」という。）や厚生労働省等と連絡調整を行い、情報収集を行う。また、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）及び文部科学省新型インフルエンザ等対策作業部会（以下「作業部会」という。）を設置、運営し、必要な対応を検討するとともに、対応の実施を総括する。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する相談窓口等（大臣官房総務課）
（初動期・対応期）
新型インフルエンザ等に関する文部科学省への問合せについて、共通の窓口を設け、案件に応じて担当課と連絡調整を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策に係る広報（大臣官房政策課）
（初動期・対応期）
文部科学省関係機関における新型インフルエンザ等の感染状況や文部科学省における新型インフルエンザ等対策について、大臣の記者会見、プレス発表、ウェブサイトの更新、SNS 等を通じて広く情報発信する。
- ・ 省内の感染防止（大臣官房人事課、大臣官房会計課）
（初動期・対応期）
統括庁、厚生労働省、東京都等が発表する情報を基に新型インフルエンザ等に関する知識、注意すべき事項、処置方法等を省内に周知・徹底する。また、消毒液など対策に必要な物資を継続的に調達し、配備する。
- ・ 職員の感染状況等の把握（大臣官房人事課）
（初動期）
省内で感染が確認された職員及び同居者の感染等により濃厚接触者となった者の状況を速やかに取りまとめる。
（対応期）
病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い、情報システムを通じた感染状況等の把握などに移行する。
- ・ 職員の特定接種⁴に係る調整（大臣官房人事課）
（対応期）
ワクチンの開発状況等に応じ、職員に対し特定接種について説明し、同意を得られた者の特定接種を円滑に行うための調整を行う。

4 特措法第 28 条第 3 項に規定。政府対策本部長（内閣総理大臣）の指示に基づき、厚生労働大臣が指示する、医療従事者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行われる臨時の予防接種をいう。

② 文部科学省関係機関⁵における新型インフルエンザ等対策の支援業務

- ・ 文部科学省関係機関への情報提供（法人等関係課⁶）
（初動期・対応期）
統括庁、厚生労働省等が発表する情報を基に新型インフルエンザ等に関する知識、注意すべき事項、処置方法等を文部科学省関係機関に周知する。
- ・ 学校保健に関する指導助言等（総合教育政策局健康教育・食育課）
（初動期）
学校における出席停止や臨時休業の把握に努めるとともに、新型インフルエンザ等に対する学校保健上の留意点について指導助言を行う。
（対応期）
学校における臨時休業等の状況把握に努めるとともに、都道府県等から臨時休業の要請を受けた場合の対応の留意点についても指導助言を行う。
- ・ 教育課程に関する指導助言等（初等中等教育局教育課程課、特別支援教育課、高等学校振興課）
（対応期）
学校が臨時休業の措置を講じた場合の授業時数の確保、オンライン学習を行った場合の学習評価等に関する指導助言等を行う。
- ・ 高等教育機関における遠隔授業の取扱い等に関する指導助言等（高等教育局大学振興課、専門教育課）
（対応期）
大学等における遠隔授業の単位数に関する取扱い等について指導助言等を行う。
- ・ デジタル教科書を含めた学校 ICT の活用に関する指導助言等（初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）、教科書課）
（対応期）
オンライン学習におけるデジタル教科書を含めた ICT の効果的な活

5 国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院、特殊法人、独立行政法人、放送大学学園、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄の学校法人、教育委員会、私立学校担当の知事部局並びに社会教育施設、社会体育施設、文化施設、日本人学校、私立在外教育施設の設置者等

6 文部科学省関係の法人や団体に対して定期的に事務連絡を発出するなどの連絡手段を持つ課（総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等教育局初等中等教育企画課、高等教育局大学振興課、国立大学法人支援課、私学部私学行政課、研究振興局大学研究基盤整備課その他独立行政法人を所管する課をいう。）

- 用に関する指導助言等を行う。
- ・ 児童生徒等の心のケアに関する指導助言等（初等中等教育局児童生徒課）
（対応期）
感染不安や学校の臨時休業が長期にわたる場合の児童生徒等の精神的負担に係る心のケアに関する指導助言等を行う。
 - ・ 学校給食に関する指導助言等（総合教育政策局健康教育・食育課）
（初動期・対応期）
学校給食における感染対策等について指導助言等を行う。
 - ・ 国内修学旅行に関する指導助言等（初等中等教育局児童生徒課）
（対応期）
封じ込めを念頭に対応する時期においては修学旅行を取りやめることを基本としつつ、病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い教育的意義等を踏まえて感染対策を講じた上で実施することについて指導助言等を行う。
 - ・ 海外修学旅行等に関する指導助言等（総合教育政策局国際教育課）
（初動期）
新型インフルエンザ等の発生国・地域に関する情報を踏まえて海外への修学旅行を自粛することなどについて指導助言等を行う。
（対応期）
初動期の対応を継続するとともに、病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い、水際対策の実施状況等を踏まえて海外への修学旅行の実施について判断することなどについて指導助言等を行う。
 - ・ 留学に関する指導助言等（高等教育局参事官（国際担当））
（初動期）
新型インフルエンザ等の発生国・地域に関する情報を踏まえて短期留学を自粛することなどについて指導助言等を行う。
（対応期）
初動期の対応を継続するとともに、病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い、水際対策の実施状況等を踏まえて短期留学の実施について判断することなどについて指導助言等を行う。
 - ・ 高等学校等の入学試験に係る対応に関する指導助言等（初等中等教育局高等学校振興課）
（初動期・対応期）
都道府県等が実施する高等学校等の入学試験における感染対策等

について指導助言等を行う。

- ・大学等の入学試験に係る対応に関する指導助言等（高等教育局大学振興課、専門教育課）
（初動期・対応期）
大学入学共通テストや各大学等の個別入試における感染対策等について指導助言等を行う。

③ 国家試験関連業務

- ・高等学校卒業程度認定試験における対応（総合教育政策局生涯学習推進課）
- ・中学校卒業程度認定試験における対応（総合教育政策局生涯学習推進課）
- ・学芸員資格認定試験における対応（文化庁企画調整課）
- ・幼稚園・小学校・高等学校（情報）教員資格認定試験における対応（初等中等教育局教育職員政策課）
- ・技術士試験における対応（科学技術・学術政策局人材政策課）
- ・公認心理師試験における対応（高等教育局専門教育課（厚生労働省と共管））
- ・日本留学試験における対応（高等教育局参事官（国際担当））
- ・日本語教員試験における対応（総合教育政策局日本語教育課）
（初動期・対応期）
各試験における感染対策等について検討し、その内容についてプレス発表等を用いて受験者に周知するとともに、原則として、当該感染対策等を講じた上で試験を実施する。

④ 感染症研究の支援・情報収集業務

- ・ネットワークコア拠点⁷を通じた情報収集等（研究振興局研究振興戦略官）
（初動期・対応期）
アジア・アフリカ・南米の11か国に設置した海外研究拠点から得られる流行状況や感染症情報等を、ネットワークコア拠点を通じて収集し、関係機関に提供する。
- ・新型インフルエンザ等の重点感染症を中心としたワクチン、治療薬・

⁷ 新興・再興感染症の基礎的な研究を実施する海外研究拠点との連携及び感染症のモニタリング体制を強化する目的として、令和5年度に国立健康危機管理研究機構（JIHS、当時の国立国際医療センター（NCGM））を採択している。

治療法等の研究開発支援（研究振興局研究振興戦略官）

（初動期・対応期）

感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォームをはじめとしたAMED⁸の実施するワクチン・治療薬・治療法・診断薬等の研究開発の取組を重点的に実施し、成果の横展開を図る。

- ・ 新型インフルエンザ等のワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合の手続の迅速化（研究振興局ライフサイエンス課）

（初動期）

遺伝子組換え生物等を用いて新型インフルエンザ等のワクチンの開発を行う際、その拡散防止措置についてあらかじめ大臣の確認を行う必要がある場合に、当該確認に係る事務手続を迅速に処理する⁹。

[一般継続業務]

① 内部組織の管理業務

- ・ 国会対応（全局課）
- ・ 職員人事（大臣官房人事課）
- ・ 文書管理、公印管守関連、郵便物等の接受及び配布並びに発送（大臣官房総務課）
- ・ 庁舎維持管理（大臣官房会計課）
- ・ 物品調達（大臣官房会計課）
- ・ 支払業務（大臣官房会計課）
- ・ 公用車運転（大臣官房会計課、文化庁企画調整課）
- ・ 省内情報基盤の維持管理（大臣官房政策課）
- ・ 強化拡充業務以外の広報（大臣官房政策課）

（初動期・対応期）

手続の簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。

② 予算等関連業務

- ・ 財務省、会計検査院、内閣人事局等への対応（大臣官房人事課、大臣官房会計課、大臣官房政策課）

（初動期・対応期）

予算・決算、税制、会計検査、機構・定員等に係る他省庁及び省内各局課との連絡調整・情報収集について、手続の簡素化を図るなど、

8 Japan Agency for Medical Research and Development：国立研究開発法人日本医療研究開発機構

9 政府対策本部が設置された後、一定の要件を満たす場合には、大臣の確認手続は免除となる。

可能な限り業務を縮小して実施する。

- ・ 予算執行業務（予算事業を実施する課（法人等関係課を含む））
（初動期・対応期）
文部科学省全体において、手続きの簡素化をするなど可能な範囲で業務の縮小等を図りつつ、予算執行業務を実施する。

③ 危機管理関連業務

- ・ 自然災害対応（大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当））
（初動期・対応期）
地震、台風等の自然災害が発生した場合に、文部科学省防災業務計画に基づき、児童生徒等の安全確保・二次災害防止等について要請するとともに、文部科学省関係の被害情報及び省内の対応について取りまとめる。
- ・ 地震調査研究推進本部の開催（研究開発局地震火山防災研究課）
（初動期・対応期）
震度6弱以上、又は震度5弱以上で社会的影響が大きな地震が発生した場合、発災後2日以内に地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会の開催・運営を行う。
- ・ 火山調査研究推進本部の開催（研究開発局地震火山防災研究課）
（初動期・対応期）
顕著な火山災害が発生し又は発生が予想される場合、火山調査研究推進本部火山調査委員会臨時会の開催・運営を行う。
- ・ その他の危機管理（強化・拡充業務を除く。）（大臣官房総務課、関係局課）
（初動期・対応期）
その他の危機（原子力事故、海外有事等）が発生した場合、文部科学省関係の被害状況等を取りまとめるとともに、必要な対応を行う。

④ 許認可等その他法令に基づき文部科学省において実施することとされている業務（関係局課）

- （初動期・対応期）
手続きの簡素化をするなど可能な範囲で業務の縮小等を図りつつ、許認可等その他法令に基づき文部科学省において実施することとされている業務を行う。

2. 4 発生時継続業務以外の業務の内容

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断する業務である、縮小・中断業務を以下に示す。

[縮小・中断業務]

- ・文部科学省が主催するイベント等の実施（全局課）

（初動期）

不急の大規模集会や不特定多数の集まる文部科学省主催イベント等について、必要に応じてオンラインで開催又は出席者の限定や会場での消毒・飛沫感染防止策等の可能な対策を実施した上で開催する。それらが困難な場合、延期又は中止する。

（対応期）

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期等への移行に伴い、延期・中止していたイベント等についてはオンラインでの開催又は感染対策を実施した上での開催等を検討する。

- ・その他の発生時継続業務以外の業務（調査統計業務、周知啓発業務、研修業務、調査研究協力者会議等企画立案業務等）（全局課）

（初動期）

業務を縮小・中断することによる社会的影響等を慎重に見極めつつ、原則として縮小・中断することを検討する。

（対応期）

業務の縮小・中断を継続することによる社会的影響等を慎重に見極めつつ、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期等への移行に伴い、縮小・中断していた業務について通常実施、再開することを検討する。

3. 業務継続のための体制及びそれを維持する環境の確保

3. 1 平時の体制

文部科学省は、新型インフルエンザ等発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、常時、対策本部及び作業部会を設置している。

また、政府行動計画及び行動計画に基づき、平時（準備期）における対応として、文部科学省内等の連絡体制の確認、行動計画・本計画の進捗状況の確認及び必要に応じた見直し、弾力的な運用が必要とされる法令の検討等を実施する。また、行動計画において文部科学省関係機関に対する要請事項等について整理し、あらかじめ周知する。

3. 2 計画実施体制

新型インフルエンザ等発生時には、対策本部の統括の下、政府行動計画、行動計画及び本計画に基づき必要な業務を行う。その際、内閣に設置される新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）との緊密な連携を図る。

本計画における発生時継続業務の遂行を実効的なものとするべく、対策本部における決定事項に基づき、必要に応じて作業部会を開催するなどして、各局課の対応方針の調整を図りながら業務を実施する。

3. 3 人員計画

発生時継続業務の確実な実施を図るため、あらかじめ各局等¹⁰において、最大 40%の欠勤率を想定し、業務ごとの人員割当てや職務代行者等を示した人員計画を作成する¹¹。

発生時継続業務を実施するために必要となる人員については、原則として、筆頭課の調整の下、各局等内で縮小・中断業務を調整するなどした上で確保することとするが、局等内での要員の確保が困難な場合は、大臣官房人事課の調整の下、全局等が必要な協力を行う。

業務上の意思決定者である幹部が感染する場合も想定し、文部科学省の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。発生時継続業務に携わる各局等の幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部が感染し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを局等ごとの人員計画において明確にしておく。

10 大臣官房各課、各部局、各外局、各施設等機関、各特別の機関を指す。

11 このほか内閣官房内閣感染症危機管理統括庁への有事専従者の派遣及び厚生労働省への応援職員の派遣が発生する可能性があるが、その人数規模は感染状況等により異なることが考えられるため、計画策定においては、当該派遣について欠勤による職員の不足に含めて検討することとする。

各課室においては、課室長の指示の下、庶務担当が近隣の課室とも連携して感染の拡大防止に努めるとともに、感染者及び濃厚接触者となった者を把握する。

発生時継続業務については、感染の拡大によって、代理によっても業務遂行が不可能となった場合に備え、必要に応じて業務遂行マニュアルを作成する。なお、首都直下地震対応の業務継続計画に基づいた業務遂行マニュアルが存在する場合はそれを活用する。

公共交通機関による通勤に伴う感染の拡大を防止するため、必要に応じて、時差出勤の積極的な活用やテレワークの実施を促す。

3. 4 物資・サービスの確保

業務を円滑に継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等の必要な物資・サービスが、継続して確保されることが必要である。

庁舎管理等のサービスを提供する事業者と協議を行い、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、マニュアルを作成する等の代替策について検討を行う。

職員及び来訪者の感染防止に不可欠なマスク・速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬。以下同じ。）等については計画的に備蓄を進める。

テレワークの実施に際しては、文部科学省テレワーク実施要領第1の2.（4）情報セキュリティ対策基準を満たすこと。その際、常日頃から自宅でテレワークができるか確認しておくことが望ましい。

文部科学省共済組合が運営する診療所においては、省内での新型インフルエンザ等発生時の診療体制を確認するとともに、感染症対策物資等の確保に努める。

首都直下地震等に備えて、飲料水・毛布等を備蓄しているが、業務の性格から代替可能性が低い職員が一定期間庁舎や近隣施設に泊まり込む必要がある場合には、これらの備蓄品を活用して生活に必要な物資を確保する¹²。

12 本計画の発動中に、首都直下地震が発生する可能性も踏まえて、飲料水等の消耗品の使用については制限があることに留意する。

4. 感染拡大の防止

4. 1 庁舎内における感染対策

大臣官房人事課は、厚生労働省等が発表する情報を基にして、全職員に対して新型インフルエンザ等に関する知識、対処法、注意すべき事項等について省内一斉メール等を通じて周知する。各課室の庶務担当は、人事課からの指示・情報に基づき、以下に示す感染対策を参考にしながら、当該課室の職員による対策の実施・健康管理を徹底させるとともに、発症者が出た場合には直ちに職場の清掃・消毒等を行い、感染拡大の防止に努める。

基本的な感染対策としては、以下のものが挙げられる。これらについて政府行動計画ガイドライン（事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン¹³）や統括庁等が発信する情報¹⁴も参考にして実施すること。

- ① マスク着用等の咳エチケット
- ② 手洗い
- ③ 換気
- ④ 対人距離の保持
- ⑤ 清掃・消毒

4. 2 職員又はその同居者の発症時の対応

職員本人又はその同居者に新型インフルエンザ等様症状が見られる場合、当該職員は職員が所属する課室の庶務担当にその旨を報告する。庶務担当は、筆頭課の庶務担当に、課室における職員及びその同居者の感染の状況を報告するとともに、感染拡大の防止のため職員に症状が出た場合には職場の清掃・消毒を行う。筆頭課の庶務担当は局等内における職員及びその同居者の感染状況を集約し、大臣官房人事課福利厚生室に報告する。大臣官房人事課は、職員本人又はその同居者に新型インフルエンザ等様症状がある場合の受診、休暇取得について、表1に基づき、庶務担当を通じて、以下のとおり要請する。

13 https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_12_1.pdf

14 統括庁ウェブサイト「新型インフルエンザ等の感染症に関する広報・啓発資料」参照。
(<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>)

表1 発生時における人事制度の運用

| 症状の有無 | 患者との濃厚接触歴 | 一般に要請される行動等 | 職員の対応及び人事制度上の取扱い※ ¹ | 備考（法令上の規定の記述） |
|-----------------------------------|---|--|---|--|
| 新型インフルエンザ等様症状あり | — | 入院、外出自粛又は自宅療養（検疫時においては隔離、停留又は宿泊施設待機要請） | 病気休暇取得 ※新型インフルエンザ等様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにもかかわらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県が入院を命令。 また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県等が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第1号に基づき隔離、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第1項に基づき宿泊施設待機を要請） |
| 新型インフルエンザ等様症状なし ※ ³ | 患者との濃厚接触あり（濃厚接触者）（検疫時においては発生国・地域の滞在歴を含む。） | 外出自粛（検疫時においては健康監視、停留又は居宅等又は宿泊施設待機） | 特別休暇取得 | 感染症法第44条の3に基づき、都道府県等が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第2項に基づき居宅等又は宿泊施設待機を要請） |
| | なし | 学校・社会福祉施設等（保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設）の休業等への対応 | 年次休暇等取得※ ² 職務命令によるテレワーク | 学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法第45条第2項に基づき、都道府県が要請 |

※1：職員の対応、人事制度上の取扱いについては、大臣官房人事課に確認すること。

※2：年次休暇、特別休暇又は介護休暇の取得が考えられるが、テレワークを命ずることも可能であり、要件等については大臣官房人事課に確認すること。

※3：新型インフルエンザ等様症状がない人は、状況に応じテレワークを命じることも可能と考えられる。

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁）P21表5より作成

5. 業務継続計画の実施

5. 1 業務継続計画の発動

海外や国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、対策本部を開催して事態の状況に応じて本計画を発動する。発生した新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状に応じて、各局等の人員計画に示された人員体制や非常時の備蓄品供給、サービス供給が可能となるよう準備を行う。

5. 2 状況に応じた対応

対策本部において、国内の流行や職員の感染の状況等を確認し、必要に応じて、深刻な状況の想定に基づく人員体制への移行を各局等に指示する。各局等が人員体制を移行するに当たり、各局等の長は業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、必要な対応の検討を行う。

5. 3 通常体制への移行

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、対策本部において、療養や家族等の看病からの職員の復帰状況等を確認した上で、各局課に対して通常体制へ移行を指示する。

6. 業務継続計画の維持・管理等

6. 1 教育・訓練

大臣官房総務課は、特に発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について定期的に周知するとともに、統括庁等が実施する定期的な訓練に関係局課の関与を得ながら参加する。

大臣官房人事課は、庁舎内において発症者が出た場合に対応する庶務担当に対して、4. に示す感染対策等について周知する。

6. 2 点検・改善

本計画の実効性を確保するため、大臣官房総務課は人員計画、物資等の備蓄や調達、教育・訓練等に関する取組状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を求める。

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、教育・訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本計画の見直しを行うこととする。